

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 12 月 8 日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三和川崎野川店
川崎市高津区東野川 1 丁目 3-24

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社三和ホールディングス
代表取締役 小山 壮之
東京都町田市森野 1 丁目 19 番 14 号

3 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーズホールディングス	午前 9 時	午後 9 時

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社三和	午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することのできる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車場利用時間
駐車場 No.1	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分
駐車場 No.2	

(変更後)

駐車場 No.	駐車場利用時間
駐車場 No.1	午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
駐車場 No.2	

4 変更する年月日

令和 7 年 11 月 22 日

5 届出の年月日

令和7年1月21日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び幸区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年12月8日から令和8年4月8日までの午前8時30分から午後5時まで。
土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和8年4月8日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当